

改訂版

第2次

熊本市

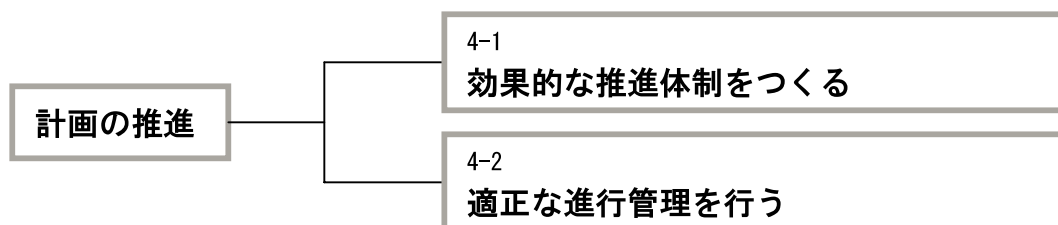
環境総合計画

第4章

計画の推進

1. 効果的な推進体制をつくる
2. 適正な進行管理を行う

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、目標の実現に向けて総合的に推進するための体制を整備するとともに、環境マネジメントシステムの考え方に基づく適切な進行管理を行っていくことが必要です。



4-1 効果的な推進体制をつくる

現況と課題

本市においては、平成 13 年 3 月に本計画が策定され、これまで計画を推進する中、平成 16 年 3 月、「熊本市基本構想」に基づき、本市が進むべき方向を明確に示した「まちづくり戦略計画」が策定されました。また分野別計画として「熊本市地下水量保全プラン」をはじめ、「熊本市ごみ減量・リサイクル推進基本計画」などの計画が策定されており、本市の豊かな自然環境の保全と環境負荷の低減に向けた様々な施策や事業が展開されています。

一方、本計画策定のために市民・事業者・市・民間団体により設置された「地球にやさしいまちづくり市民会議」における委員を中心に、協働組織「エコパートナーくまもと」が本計画の推進母体として平成 14 年 4 月設立され、現在 9 つのワーキンググループにおいて様々な活動を展開しています。（詳しくは、3-2-1 パートナシップをつくるに記述しています。）

なお、平成 17 年度に本計画の中間見直しにあたり市民・事業者の意見を反映させるために設置した「環境総合計画中間見直し市民会議」において、計画の推進にあたっては、市民・事業者・市・民間団体などそれぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力し合いながら「協働」での取組を進めることが重要であることが確認されました。

■市における推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、市内部の横断的推進組織として「第 2 次熊本市環境総合計画」を推進するための庁内推進会議を設置しています。

今後も、この推進会議及び関係部局において、計画の進捗状況や制度等の検討、施策の調整、計画の点検・評価、及び見直しなどの計画の推進に関する事項について検討を行いながら、さらなる推進を図っていく必要があります。

取組の方向

■市の施策として取り組みます

市における推進体制の整備

- 「第2次熊本市環境総合計画」を推進するための庁内推進会議において、計画の進捗状況や制度等の検討、施策の調整、計画の点検・評価、及び見直しなどを行います。

市民・事業者の参加と協働による推進体制の整備

- 継続して「エコパートナーくまもと」による計画の推進を図っていきます。
- 協働や計画推進のあり方について市民・事業者とともに検討します。

国際機関・大学・研究機関との連携の強化

- 地球環境問題をはじめとする新たな環境問題に的確に対応するため、市と国際機関・大学・研究機関との間での環境情報の交換や、共同して環境問題に取り組むなど、連携をさらに強化します。

国・県・他市町村との連携の強化

- 広域的な環境問題に対応するため、国、県及び熊本広域都市圏の市町村との連携をさらに強化します。

■市民・事業者みんなで取り組みます

- 「エコパートナーくまもと」の取組に参加するなど、参加と協働により環境負荷の少ない行動を実践します。

4-2 適正な進行管理を行う

現況と課題

本計画の推進にあたっては、定期的に点検・評価を実施し、目標の達成状況や施策の進捗状況など適正な進行管理を行うことが必要になります。

現在、本計画の進行管理については、市が実施する施策に関して、毎年度、数値目標及びものさしとなる環境指標について達成状況の把握、また施策毎の取組についても進捗状況などの把握を行い、これらの結果を「熊本市の環境」として報告しています。

一方、平成 17 年度に「環境総合計画中間見直し市民会議」において、協働での取組に関し、これまでの手法や進めてきた過程などの評価が試みられました。結果を評価することも必要かつ重要ですが、取り組むことによって結果がすぐに現れるとは限らず、よりよい結果や成果を得るための取り組んできた過程が併せて重要であること、今後は、過程を評価するためのしくみや基準を開発していく必要があることが確認されました。

取組の方向

■市の施策として取り組みます

施策の着実な実施

- 「第 2 次熊本市環境総合計画」を推進するための庁内推進会議において、進捗状況に応じて施策の調整を図ります。

計画の進捗状況の点検・評価

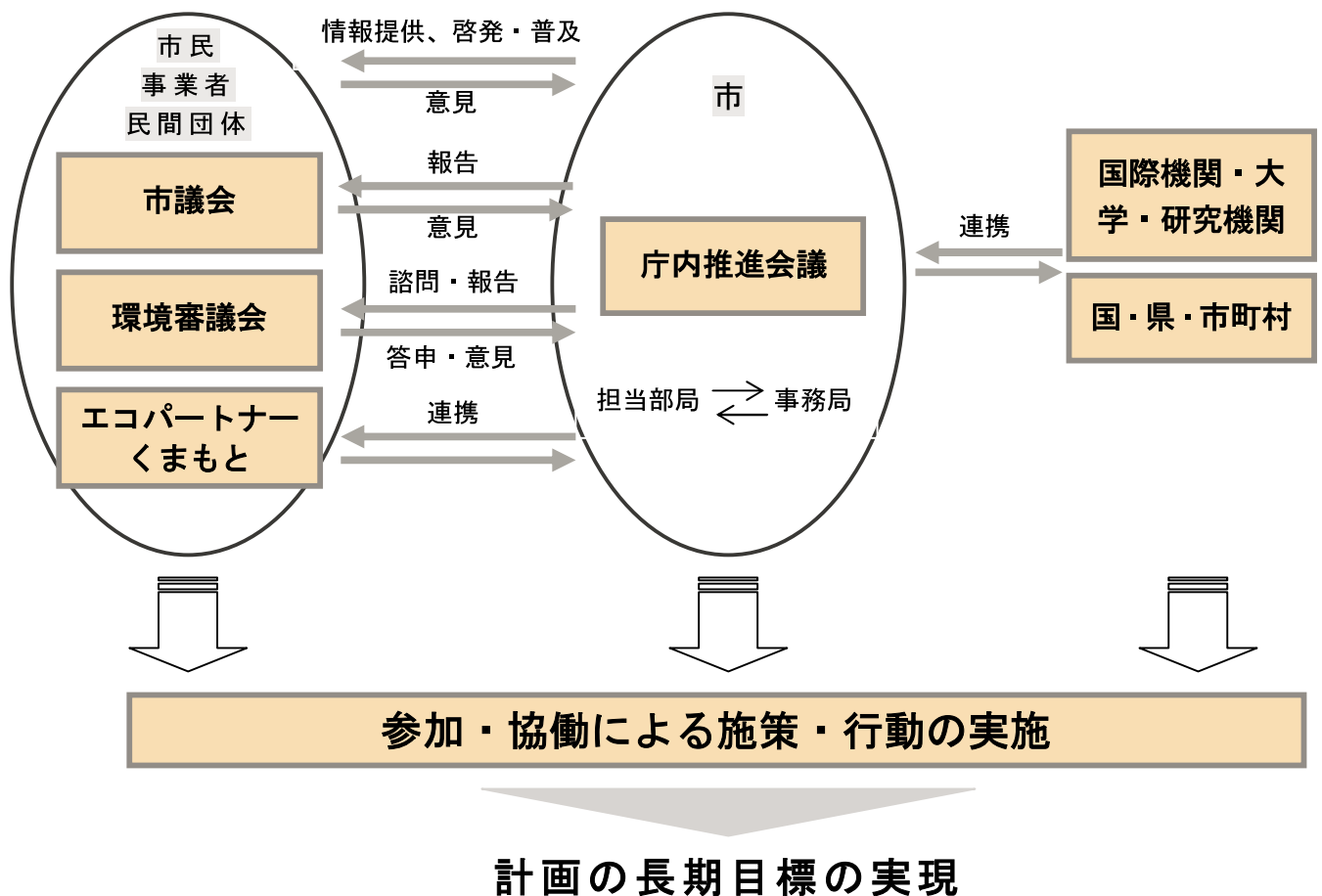
- 計画を進行管理する際に、環境目標（小目標）毎に設定した数値目標を点検します。この数値目標は、数値が毎年度把握できるものと、市民意識調査のように 3～4 年度毎に把握できるものがあり、その都度最新のデータにより点検します。また、数値目標を補う「ものさし」として環境指標を設定しています。この環境指標は毎年度点検を行い、数値目標の達成度を分析・評価します。また、必要に応じて環境指標を追加していきます。
- 計画の進捗状況は、熊本市環境審議会等に報告し、計画を点検します。
- 環境目標（小目標）毎に行う計画の進捗状況の点検・評価について、今後も「熊本市の環境」の作成、環境審議会への報告、ホームページ等における公表を継続して行います。

- 計画の進捗状況の点検・評価は、市が行うだけでなく、市民自らが身近な環境の状況を点検できるよう、野生生物の観察会の開催や大気の簡易測定手法の提供などを行い、市民による環境状況の点検を推進します。
- 取組の過程を評価するための手法等を、市民・事業者との協働で検討し、開発に努めます。
- 市民・事業者に対して、環境保全に関するアンケートを定期的実施し、市民・事業者の意識の把握や評価項目に関するデータ収集を行います。

■市民・事業者で取り組みます

- 定期的に身近な環境の状況の把握に努めます。
- 計画の進捗状況に関心を持ち、日常生活や事業活動を見直します。
- 計画の進行管理や協働のしくみづくり、またそれらの検討等にも参加します。

■第2次環境総合計画推進体制



改訂版

第2次

熊本市

環境総合計画

資料編

卷末資料

■第2次熊本市環境総合計画中間見直し経過

環境審議会、行政等による検討	市民参加による検討
●平成17年 6月29日 第1回庁内検討会議 ●平成17年 8月24日 第1回環境審議会 ・中間見直しについて（諮問） ・中間見直しの方針について ●平成17年12月14日 第2回庁内検討会議 ●平成17年12月22日 第2回環境審議会 ・中間報告について ●平成18年 2月22日 経営戦略会議 ●平成18年 2月23日 第3回環境審議会 ・答申書案について ・中間見直し案について ●平成18年 2月23日 答申	●平成16年12月 6日～12月17日 市民意識調査の実施 ●平成17年 6月 1日～ 6月15日 市民会議市民公募委員の募集 ●平成17年 8月18日 第1回市民会議 ●平成17年10月 5日 第2回市民会議 ●平成17年10月13日 グループ会議（エネルギー・交通ワーキンググループ） ●平成17年10月26日 グループ会議（水・緑・循環ワーキンググループ） ●平成16年10月28日～11月11日 事業所実態調査の実施 ●平成17年11月10日 第3回市民会議 ●平成18年11月21日 グループリーダー会議 ●平成18年 1月11日 第4回市民会議 ●平成18年 2月21日 市民会議意見まとめの提出 ●平成18年 3月15日～ 4月14日 中間見直し案に対するパブリックコメントの募集 （ホームページ掲載）
●平成18年 4月28日 第2次熊本市環境総合計画中間見直し	

※ 市民会議の検討内容については、P175「環境総合計画中間見直し市民会議開催経緯」ほか参照

■ 諮問・答申

環企発第 390 号

平成 17 年 8 月 24 日

熊本市環境審議会

会長 園田 頼和 様

熊本市長 幸山 政史

「第 2 次熊本市環境総合計画」の中間見直しについて（諮問）

本市は、環境基本条例の規定に基づき平成 13 年 3 月に市民・事業者・市の三者共通の指針として「第 2 次熊本市環境総合計画」を策定し、環境行政を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、本市を取り巻く社会経済状況の変化、科学技術の進展、新たな環境問題等に対応するため、本計画の数値目標・環境指標や施策の取組の方向などを現状に即した実効性のある計画とする必要があります。

そこで、目標期間の中間年にあたり本計画の中間見直しはいかにあるべきか、ここに諮問いたします。

平成 18 年 2 月 26 日

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市環境審議会

会長 園田 頼和

「第 2 次熊本市環境総合計画」の中間見直しについて（答申）

平成 17 年 8 月 24 日付け環企発第 390 号にて諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申します。

第2次熊本市環境総合計画の基本的考え方について（答申別紙）

はじめに

平成17年8月24日、熊本市環境基本条例第3条に基づく環境総合計画の中間見直しにあたって、熊本市長より本審議会に対し、「第2次熊本市環境総合計画の中間見直しはいかにあるべきか」について諮問がなされた。

本審議会では、本計画が持続的に発展が可能な地域社会の実現を目指した「ローカルアジェンダ21行動計画」を包含する計画であることを踏まえ、諮問事項について、熊本市を取り巻く社会経済状況の変化、科学技術の進展、新たな環境問題等に対応すべく、精力的に審議を進めてきた。

その結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

1 中間見直しに際しての基本方針

本計画の中間見直しにあたっては、策定以降の社会情勢や市を取り巻く環境変化、また市民・事業者などの意識の変化等を踏まえることが不可欠であり、本計画の現在までの進捗状況や達成状況等の点検・評価や環境課題等の整理を行い、目標年次平成22年度を見据えての、見直しを行うことが不可欠である。

また、計画期間を10年間とする本計画の中間的な見直しであるため、現行計画における基本理念やコンセプト等の基本的事項は現行計画を踏襲し、数値目標、環境指標及び施策などについて検討を行い、必要な範囲での見直しを行うべきである。

2 中間見直しの実施体制

本計画の中間見直しに際しての体制については、市民協働を基本とし、庁内における見直し体制の構築はもとより、広く市民・事業者の意見等を踏まえ、見直しに反映させるべきである。

併せて、作成された見直し素案については、パブリックコメントを実施し、広く市民への公開と説明を行うとともに、市民意見を見直しに反映していくものとする。

3 中間見直しに際しての留意事項

(1) 現行計画策定以降の社会情勢の変化や新たな環境問題への対応

国際情勢及び国の取組の変化への対応を図る必要がある。各種法令等の整備をはじめ、地球温暖化対策としての平成17年2月京都議定書の発効と、これを受けて同年4月に策定された京都議定書目標達成計画などの動向を踏まえるとともに、県の取組との連携による広域的な環境保全の効果的な展開を図るため、平成17年度に改訂される県環境基本計画との関連性についても留意すべきである。

また、アスベストや今後新たに浮上してくる環境問題への対応についても、本見直しの中において検討するべきである。

(2) 現行計画以降に策定された新たな計画等との整合

本計画策定以降、市では「まちづくり戦略計画」が策定されており、「自然と調和した市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を基本目標として掲げ、重点的に取り組むべきターゲットの一つに「良好な環境を未来へと引き継ぐまち」を掲げ、地下水をはじめ恵まれた環境を将来にわたってまもっていくことを最優先課題として位置付けられている。これに基づく市の施策方針を踏まえるとともに、「まちづくり戦略計画」との関係や位置付けを整理した見直しが求められるところである。

また、「熊本市地下水量保全プラン」や「熊本市ごみ減量・リサイクル推進基本計画」、「熊本市緑の基本計画」などの環境分野における新たな計画等が策定されており、また他の関連する諸計画などについても整合を図る必要がある。

さらに、平成 17 年度で計画期間が終了する計画等への対応についても、検討する必要がある。特に、市が平成 6 年度に策定した「熊本市地球温暖化防止地域推進計画」については、平成 17 年度で計画期間が終了するが、本計画と性格上類似する点があることから、次期の地球温暖化対策に係る地域推進計画は、本計画に包含する方向で検討されたい。

(3) 広域的な課題への対応

熊本市は、人口 67 万人を要する中核都市として、近隣市町村とは生活圏が密接不可分の関係にある。このため、地下水や大気等の広域的な課題には、熊本市が主導的役割を果たし、県や近隣市町村等と連携して広域的な対応を図る必要がある。

現在、白川中流域における水田を利用した地下水かん養など、一部では連携が図られているが、今後はさらなる連携を推進し、地域が一体となり環境保全に取り組む必要がある。

4 計画の推進

今後、本計画の推進にあたっては、市民・事業者・民間団体・市が連携し、幅広くパートナーシップを構築し、それぞれが立場と役割を認識し、お互いの特性を尊重し責任を果たす協働での取組が不可欠である。

本計画の推進母体として平成 14 年に設立された市民・事業者・市などで構成される「エコパートナーくまもと（環境パートナーシップくまもと市民会議）」による環境保全に向けた取組は、策定以降の大きな状況変化の一つとして捉えるとともに、今後は、地域に密着した、より広範なパートナーシップの構築を図っていくことが、効果的な推進体制を確立するためには重要である。

また、本計画の推進にあたっては、計画の点検・評価・見直しなどの適正な進行管理が不可欠であり、環境マネジメントシステムの考え方により管理する必要がある。数値目標の達成状況や施策の進捗状況などを踏まえるとともに、これまでの取組の過程を評価することも重要であり、これらを適正に行うことにより、段階的に環境負荷の低減を図っていくことが重要である。

本審議会は、以上の「基本的考え方」に基づき、第 2 次熊本市環境総合計画中間見直し素案として、別添のとおり取りまとめた。市におかれては、この答申内容を検討され、速やかに本計画（改訂版）を策定されるよう求めるものである。

■熊本市環境審議会委員名簿

(平成 18 年 2 月現在)

部会	氏名	職業
総合	◎ 慶 田 收	熊 本 学 園 大 学 経 済 学 部 教 授
	○ 原 育 美	環 境 ネットワークくまもと事務局長
	上 農 淑 子	再 開 発 プ ラ ン ナ ー
	大 江 政 久	熊 本 市 議 会 議 員
	大 野 佳 子	熊本商工会議所青年部マネジメント委員会副委員長
	加世田 末 生	熊 本 日 日 新 聞 社 論 説 委 員
生活環境	★◎ 園 田 頼 和	熊 本 県 立 大 学 非 常 勤 講 師
	○ 田 中 三 恵 子	熊 本 消 費 者 協 会 会 長
	出 田 節 子	出 田 眼 科 病 院 理 事 長
	上 田 厚	熊 本 大 学 医 学 部 教 授
	上 村 秋 生	熊 本 県 環 境 生 活 部 長
	齊 藤 聰	熊 本 市 議 会 議 員
	篠 原 亮 太	熊本県立大学環境共生学部教授
自然環境	◎ 内 野 明 徳	熊 本 大 学 理 学 部 教 授
	○ 高 木 奈 穂	産 業 カ ウ ン セ ラ ー
	梶 田 聖 孝	九 州 東 海 大 学 農 学 部 教 授
	安 藤 淳	国土交通省熊本河川国道事務所長
	坂 口 真 理	消 費 生 活 ア ド バ イ ザ ー
	鈴 木 弘	熊 本 市 議 会 議 員
	野 田 洋	崇 城 大 学 工 学 部 教 授

★：会長 ◎：副会長兼部会長 ○：副部会長

■第 2 次熊本市環境総合計画中間見直し庁内検討会議構成課（14 課）

企画課	緑保全課	経済企画課	水道局経営企画課
地域づくり推進課	水保全課	都市計画課	教育企画課
健康福祉政策課	廃棄物計画課	建設総務課	
環境企画課	廃棄物指導課	交通局総務課	

※委員：各課長

■「環境総合計画中間見直し市民会議」開催経緯

第1回会議	平成17年8月18日（木） （顔合わせ）	・概要説明等 - 中間見直しの基本的考え方 - 審議の進め方 - 市民会議の運営方法 ・委員自己紹介 ・質疑応答
第2回会議	平成17年10月5日（水） （ワークショップ）	・協働の取組のプロセス評価 ・今後の課題
グループ会議	平成17年10月13日（木） （エネルギー・交通ワーキンググループ）	・グループまとめの整理
グループ会議	平成17年10月26日（水） （水・緑・循環ワーキンググループ）	・グループまとめの整理
第3回会議	平成17年11月10日（木） （ワークショップ）	・各グループまとめの発表・意見交換
リーダー会議	平成17年11月21日（水） （グループリーダーによる調整会議）	・市民会議まとめの整理
第4回会議	平成18年1月11日（水） （全体会）	・市民会議まとめ ・中間見直し素案の報告

■「環境総合計画中間見直し市民会議」設置要綱

(設置)

第1条 第2次熊本市環境総合計画（以下「計画」という。）中間見直しに関し、広く市民及び事業者の意見を反映するため市民会議を設置する。

(名称)

第2条 この会議の名称は、「環境総合計画中間見直し市民会議」（以下「市民会議」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 市民会議は、計画に反映すべき内容を検討するものとする。

(構成)

第4条 市民会議の委員は、環境に保全について関心が高く、優れた識見を有するもので、次の各号の一に該当する者のうちから市長が依頼する。

- (1) 環境パートナーシップくまもと市民会議（エコパートナーくまもと）会員
- (2) 健康くまもと 21 推進市民会議会員
- (3) くまもと市民食農応援団会員
- (4) 事業者の代表
- (5) 公募のうえ選任された者

2 市民会議の委員の定数は 20 人以内とする。

(任期)

第5条 市民会議の委員の任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員の互選により、市民会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民会議の会議（以下「会議」という。）の進行とその調整を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、熊本市環境保全局環境保全部環境企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議で協議して定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 5 月 6 日から施行する。

■「環境総合計画中間見直し市民会議」委員名簿

(五十音順)

グループ	氏名	所属等
エネルギー・交通	◎ 福田 精二	エコパートナーくまもと
	賀久 博文	九州電力株式会社 熊本支店
	末川 博司	一般 公 募
	西本 賢正	社団法人 熊本県バス協会
	橋本 淳也	エコパートナーくまもと
	山口 久臣	エコパートナーくまもと
緑・水・循環	★ 宮北 隆志	エコパートナーくまもと
	☆ 荒木 ひとみ	エコパートナーくまもと
	◎ 大住 和 佑	エコパートナーくまもと
	浅尾 裕幸	一般 公 募
	北 永 量子	エコパートナーくまもと
	宮崎 真由美	健康くまもと21推進市民会議
	吉原 紀夫	くまもと市民食農応援団
環境教育・エンパワーメント	◎ 間 澄子	エコパートナーくまもと
	清村 正弥	健康くまもと21推進市民会議
	木庭 ひとみ	一般 公 募
	田原 裕美子	エコパートナーくまもと
	宮田 喜代志	くまもと市民食農応援団
	宮原 美智子	エコパートナーくまもと
	渡辺 幸夫	熊本商工会議所

★：委員長 ☆：副委員長 ◎：グループリーダー

■数値目標一覧

1 自然と共生する風格ある「森の都」をつくる

中目標	小目標	指標名	実績値 (記述無き場合はH11⇒H16)	目標値(H22)	ページ 番号
1-1 水をまもる 恵み豊かなくまもとの	1-1-1 豊かな地 下水をまもる	地下水年間採取量	1.21 億 ^m ⇒ 1.134 億 ^m	1.13 億 ^m	26
		地下水かん養増加量	実績無 ⇒ 770 万 ^m	3,000 万 ^m	
		一人一日当たりの生活用水使用量	258ℓ ⇒ 245ℓ	230ℓ	
	1-1-2 きれいな地下 水をまもる	有機塩素系化合物による地下水汚染地区 (平成12年度;14地区)のうち、環境 基準以下に改善された地区数	実績無(H12) ⇒ 2地区	7地区	32
	1-1-3 きれいな河 川・海をまもる	公共用水域環境基準達成率(BOD、河川)	40% ⇒ 70%	100%	38
		公共用水域環境基準達成率(COD、海域)	67% ⇒ 33%	100%	
		海や川のきれいさの満足度 (市民意識調査)	23.4% ⇒ 21.6%	40%	
1-2 を育てる 自然豊かな「森の都」	1-2-1 緑をまもり、つ くる	緑被率	28.60%(H8) ⇒ 30.96%(H13)	30%	46
		緑地率	47%(H9) ⇒ 47%(H13)	47%	
		1人当たりの都市公園面積	8.20 ^m ⇒ 8.36 ^m	8.8 ^m	
	1-2-2 多様な生き物を育む 自然環境をまもる	熊本市の鳥“シジュウカラ”の生 息域(メッシュ数)	40地点(H4)	40地点	53
	1-2-3 自然とのふれ あいを進める	野鳥や昆虫などの生き物との親 しみの満足度(市民意識調査)	38.5% ⇒ 39.1%	50%	60
1-3 美しい景観をつくる 歴史遺産を生かした	1-3-1 歴史遺産等を まもり、生かす	指定文化財件数	191件 ⇒ 202件	207件	66
		熊本城入園者数	715,151人 ⇒ 796,162人	100万人	
		記念館・文化施設入場者数	23,634人 ⇒ 27,707人	30,000人	
	1-3-2 魅力ある都市 景観をつくる	良好な街並みと思う割合 (市民意識調査)	30.0% ⇒ 31.5%	50%	69

2 環境負荷の少ない循環型の社会をつくる

中目標	小目標	指標名		実績値 (記述無き場合は H11⇒H16)	目標値 (H22)	ページ 番号
2-1 						

中目標	小目標	指標名			実績値 (記述無き場合は H11⇒H16)	目標値 (H22)	ページ 番号	
2-2 まちをつくる ごみを減らし、 資源循環の	2-2-1 ごみを減らす	1 人 1 日当たりのごみ排出量			1,345g/人・日 ⇒ 1,287g/人・日	1,088g/人・日	100	
	2-2-2 リサイクルを進める	家庭ごみのリサイクル率			16.5% ⇒ 13.3%	24.6%	108	
	2-2-3 ごみを正しく 処理する	ごみ焼却 排ガス中 ダイオキ シン類濃 度	東部環境 工場	1 号炉	0.062ng-TEQ/N m ³ ⇒ 0.40ng-TEQ/N m ³	0.1ng-TEQ/N m ³	113	
				2 号炉	0.070ng-TEQ/N m ³ ⇒ 0.11ng-TEQ/N m ³			
			西部環境 工場	1 号炉	0.014ng-TEQ/N m ³ ⇒ 0.027ng-TEQ/N m ³	0.1ng-TEQ/N m ³		
				2 号炉	0.19ng-TEQ/N m ³ ⇒ 0.022ng-TEQ/N m ³			
2-3 地域から貢献する	2-3-1 地球温暖化を 防ぐ	熊本市域全体の温室効果ガス 排出量 (平成 2 年度比)			+9.4%[3,913 千 t-CO ₂] (H9) ⇒ +6.6%[3,811 千 t-CO ₂] (H15)	－6% [3,361 千 t-CO ₂]		123
		市の事務・事業に伴う温室効果ガス 排出量 (平成 16 年度比)			[205,867t-CO ₂] (H16)	－13.4% [178,368t-CO ₂]		

3 地球市民を育てすべてのものの参加と協働を実現する

中目標	小目標	指標名		実績値 (記述無き場合は H11⇒H16)	目標値 (H22)	ページ 番号
3-1 自発的に実践する人を育てる	3-1-1 環境教育・学習を進める	生活の利便性より地球環境保全を優先（市民意識調査）		79.3% ⇒ 80.9%	90.0%	142
	3-1-2 自発的な活動を進める	市民の環境保全行動率 (市民意識調査)	風呂の残り湯の再利用	41.9% ⇒ 49.7%	60%	149
			こまめな電源 OFF	73.8% ⇒ 74.4%	80%	
			公共交通機関利用	24.5% ⇒ 24.2%	30%	
			再生品の購入	20.6% ⇒ 21.6%	60%	
		事業者の環境保全行動率 (事業所実態調査)	空調の適温化 (冷房 28℃ 暖房 20℃)	69.0% (H8) ⇒ 72.4% (H17)	80%	
			雨水利用施設の設置	6.5% (H8) ⇒ 7.1% (H17)	20%	
			低公害な車の利用	3.3% (H8) ⇒ 23.5% (H17)	30%	
			再生資源の積極的利用	26.6% (H8) ⇒ 60.2% (H17)	70%	
		事業所の環境マネジメントシステム導入数		134 件【ISO 取得 4】 ⇒ 75 件【ISO 取得 55】	300 件	
		市役所の率先行動	水使用量	356.3 万 t (H13) ⇒ 335.3 万 t	318.5 万 t 以下	
	燃やすごみ排出量 (ISO 対象区域)		127.4 t (H14) ⇒ 113.5 t	100 t 以下		
	リサイクル率 (ISO 対象区域)		49.6% (H14) ⇒ 48.8%	55% 以上		
	グリーン購入率		一部の分野を除き 90% 超 (H14) ⇒ 全分野でほぼ 100%	グリーン購入指針 で毎年度設定		
3-2	3-2-1 パートナーシップをつくる	エコパートナーくまもとへの参加者数（会員数）		個人会員 75 人 ⇒ 176 人 団体会員 98 団体 ⇒ 95 団体	個人会員 350 人 団体会員 160 団体	156
「活動の「輪」を広げ、 「協働」の取組を進める						

■用語解説

■アイドリングストップ

交差点での長い待ち時間や、買い物などで短時間車から離れる場合、自動車のエンジンを止めること。概ね1分以上の場合燃料節約効果があるといわれている。

■アイドリングストップバス

燃料の無駄使いだけでなく、排出ガスによる大気汚染への影響を軽減するため、駐停車時において、エンジンをクラッチ操作により切ることができるバス

■ICLEI（国際環境自治体協議会）

国境を超えた自治体の環境ネットワークを広げ、自治体レベルの地球環境問題への取組を国際的な動きに高めることを目的とした自治体のための国際的環境機関。1990年、国連の主催で開かれた「持続可能な未来のための世界自治体会議」の決議に基づき設立され、2005年11月現在で65ヵ国、460以上の自治体が加盟している。熊本市は1995年に正式加盟

■イクレイ日本

後述のICLEIの活動使命に賛同し、環境改善などの地域活動を通じて、地球規模の持続可能な発展をめざすとともに、会員のための情報交換の支援及び交流促進を図ることを目的として2004年6月に設立された。熊本市は設立当初から正会員として加入

■1日平均値の年間98%値

相当規模の一団の土地において、その所有者等の全員の合意により、地域の良い自然環境を確保するために、緑地の保全又は緑化に関する二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価の際に用いる指標であり、年間を通じて測定値の低い方から数えて98%目の高さの1日平均値をいう。1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。

■雨水浸透枳

枳の壁面や底面が水を透しやすい構造になっており、土中に埋め込んで雨樋に接続され、雨樋に流れ込んだ雨を地中に浸透させるもの

■n-ヘキサン抽出物

水中の「油分等」を表す指標で、直接及び間接に魚介類の死を引き起こす。

■屋外広告物簡易除去

街の美観維持のため、道路上の違法なはり紙、ポスターなどの撤去を行うもの

■オゾン層破壊物質

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律により特定物質として規制されている物質。特定フロン（CFC-11等）、特定ハロン、四塩化炭素、トリクロロエタンなど

■街区公園

公園の規模に合わせた遊戯施設やベンチなどを備えた身近に利用できる公園

■化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demandの略。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値。水中の有機物等汚染源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したもので、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示す。海域や湖沼の環境基準に用いられている。

■家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」

■環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有する者のうち環境省の実施する審査に合格した者で、その知識や経験をもとに、市民や市民団体、事業者等の環境保全活動に対する助言等を行う人材。平成16年度末までに合計3,658名が登録されている。

■環境保護地区

熊本市に残る良好な自然環境を保全するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、環境審議会の意見を受けて市長が指定する地区

■かん養林（水源かん養林）

森林には水を浸透させたり、蓄える力「水源かん養機能」を持っており、この機能が低い森林を「水源かん養林」という。

■GJ（ギガジュール）

1GJ は 10 億 J（約 $4.18 \times 10^9 \text{cal}$ ）

■期待可採取量

地域に存在するエネルギーを指す。技術的、経済的、社会的制約条件等がある程度考慮して算出

■近隣公園

レクリエーションができる広場がある約 2 万 m^2 の公園

■グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること

■軽油代替燃料（BDF）

バイオディーゼル燃料(Bio-diesel Fuel)。天ぷら油の廃食油などで作られ、軽油の代わりにディーゼル車などの燃料に使える

■建築協定

良好な住宅環境や商業活動上での利便性をより高度に維持していくために、土地の所有者等が一定の区域について建築基準法の一般的基準を超えた基準を定めることができる制度

■減量美化推進員

地域におけるごみ減量化・リサイクルや環境美化を推進するため平成 5 年 12 月に発足した制度で、推進員は各町内自治会が選任し、市に登録している。

■小型合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂等の生活雑排水を各戸毎に処理することができる浄化槽

■サーマルリカバリー

廃棄物をただ燃やしてしまうのではなく、可燃性のごみを固形燃料化したり、油化、ガス化したり、燃焼させて水蒸気や温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用することをいう。

■自然由来のオゾン

成層圏オゾンの一部が対流圏に沈降したり、ジェット気流の蛇行による下降気流の発生、寒冷前線の通過、移動性高気圧の通過などにより、上空のオゾンが地上に達することがある。

■自動車騒音環境基準達成率

面的評価で環境基準を達成した住宅戸数の割合

■自動車リサイクル法

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」

■硝酸・亜硝酸性窒素

窒素が酸素と結合して硝酸イオン(NO_3^-)あるいは亜硝酸イオン(NO_2^-)の形となったものを総称して硝酸・亜硝酸性窒素と呼んでおり、いずれの形でも水に溶けやすく、容易に地下水や河川水に移行する。地下水中の硝酸性窒素の主たる供給源は、地上での生活や生産活動である。多量の硝酸性窒素の摂取は、特に乳幼児に対して酸素欠乏症を引き起こす原因となる。地下水の環境基準では硝酸・亜硝酸性窒素濃度として 10mg/l 以下と設定されている。

■森林整備協定

森林法第 10 条の 13 に基づき、分収造林契約を締結することによって、上下流の地方公共団体が連携して森林の造成や整備を推進することで、森林の持つ公益的機能を高め、住民生活に欠かすことのできない水資源の確保などを約する協定

■水素イオン指数（pH）

Potential Hydrogen の略。水溶液中の水素イオン濃度を使って 14 までの数値で示される酸性・アルカリ性の指標で、中性では 7、酸性では 7 より小さく、アルカリ性では 7 より大きくなる。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川の水の中や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。河川の環境基準に用いられている。単位は一般的に mg/l で表す。

■ダイオキシン類

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生する物質で、発ガン性や奇形を引き起こす作用があるとされている。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 種類を「ダイオキシン類」と定義し、ダイオキシン類発生施設に対する規制値や大気・水質・底質・土壌に環境基準を設定している。

■大腸菌群数

大腸菌が存在することは、人間や家畜のし尿などで汚染されている可能性を示している。

■WECPNL

航空機騒音の影響度を表す数値で、騒音の大きさに離陸・着陸の時間帯と回数を加味して決定される。

■地下水かん養

雨水が、森林や農地等で土中に浸透し帯水層に地下水として貯えられること

■地下水かん養域

雨水がしみ込みやすく、地下水になりやすい地域

■地下水基金（財団法人熊本地下水基金）

熊本地域の市町村及び住民が協力し、豊富で良質な地下水を後世に継承していくために、水源かん養林の造成・整備並びに確保、地下水かん養、地下水保全に関する普及啓発等の事業への助成など、地下水の保全を図り、地下水保全への認識を深めることにより、豊かで住み良いふるさとづくりに寄与することを目的に設立された公益的な法人。熊本地域の 14 市町村と熊本県で構成されている。

■地下水プール

大津町や菊陽町等の地下に阿蘇の火砕流堆積物が広範囲に厚く堆積しており、多量の地下水を含んでいる。これを地下水プールと呼ぶこととする。

■地区計画

地区の特性に応じた総合的な土地利用計画を住民参加によって形成した上で、公益施設の配置や建築物の形態について一体的、総合的な計画をきめ細かに定め、建築または開発行為を誘導・規制することによって、良好な市街地環境の形成・保全を図るための制度

■TEQ

ダイオキシン類には多くの種類の物質があるため、その量については、毒性の最も強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して表すことになっている。このようにして表した量を「毒性等量（Toxic Equivalent Quantity）」といい、単位のあとに「TEQ」の文字をつけて表す。

■TDM（交通需要マネジメント）

道路混雑の緩和や大気環境の改善、交通事故の減少、市街地の活性化などを目的として、移動する人の利用交通手段や交通行動の変更を促す取組。具体的には、自家用車使用の抑制、時差出勤、パーク・アンド・ライド、公共交通機関の利便性の向上など

■低公害な車

新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車。国の助成や税制面での優遇措置の対象となっており、電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車のほか、国の低排出ガス・低燃費基準を満たしたガソリン車及びディーゼル車も含まれる。

■dB（デシベル）

音の強さ、または音圧レベルの単位

■テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル養芳香のある重い液体で水に不溶、不燃性。ドライクリーニング用洗剤、金属の脱脂、セルロースエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、フッ素樹脂の原料として使用されている。発ガンの疑いがあり、環境基準は $0.01\text{mg}/\ell$ である。

■TJ（テラジュール）

1TJ は 1 兆 J（約 $4.18 \times 10^{12}\text{cal}$ ）

■特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生するもので、騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例でその種類が定められており、作業に対する規制がある。この作業を行う場合は、実施の 7 日前までに届出を行わなければならないことになっている。

■特定粉じん

大気汚染防止法では、人の健康被害のおそれがある物質として、アスベスト（石綿）が指定されている。

■特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち爆発性や感染性などがあり、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの

■都市活動用水

店舗、病院、学校又は事務所等の社会活動に必要な水で、その内訳としてはトイレ用水、冷暖房用水、厨房食堂用水などが挙げられる。

■トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械金属などの脱脂・洗剤、一般溶剤、塗料の希釈溶液及び剥離剤、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されている。発ガンの疑いがあり、環境基準は $0.03\text{mg}/\ell$ である。

■内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合、正常なホルモン作用に影響を与える物質で、天然に存在するものと人工のものがある。現在問題になっているものは人工の物質で、プラスチックの原料であるビスフェノール A や合成洗剤が分解してできるノニルフェノールにも環境ホルモン作用の疑いがあり、現在研究が進められている。

■ng（ナノグラム）

1ng は 10 億分の 1g

■N・

1N m³ は標準状態（0℃、1 気圧）における 1 m³

■PRTR 法

正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。政令で定める化学物質について、排出量及び移動量の把握・届出と管理の改善及び強化を定めたもの

■ppm

parts per million の略。1ppm は 100 万分の 1（0.0001%）を表す。

■pg（ピコグラム）

1pg は 1 兆分の 1g

■砒素

土壌中に含まれており、広く存在する。触媒、脱硫剤及び木材の防腐剤等に使用されている。下痢、色素沈着及び肝障害等の症状がある。環境基準は $0.01\text{mg}/\ell$ である。

■一口城主

熊本城の建造物復元費用として活用するため平成 10 年 4 月より「熊本城復元整備基金」を設立。一口 1 万円以上の寄付者には「城主」として、「城主証」を渡し「芳名板」を天守閣に掲示している。

■VOC（揮発性有機化合物）

揮発性を有する気体状の有機化合物の総称。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因の一つ

■風致地区

都市の風致（樹林地、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事等が定める地区

■フッ素

土壌や海域中に広く存在し、海水中の濃度は高く、 1.4 mg/l 程度である。半導体製造、木材の防腐防虫剤として使用されている。過剰摂取で斑状歯（歯にしみができ、進むとボロボロになる）となる。環境基準は 0.8 mg/l である。

■浮遊物質量（SS）

Suspended Solid の略。水中に浮遊している粒子で径が 2 mm 以下のものをいう。この数値が大きいほど水中に浮遊物質が多く水が汚濁されていることを示す。

■フロン回収破壊法

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施に関する法律」

■ホウ素

火山地帯の地下水、温泉には含まれることがあり、海水中の濃度は高く、 4.5 mg/l 程度である。脱酸素剤、ガラス、ペイント等に使用されている。食欲不振や嘔吐などの症状がある。環境基準は 1 mg/l である。

■ $\mu \text{ g}$ （マイクログラム）

$1 \mu \text{ g}$ は 100 万分の 1 g

■まちづくり協議会

住み良いまちづくりの推進を目的として地域住民により自主的に設けられた団体で、景観形成に寄与すると認められ、地域住民の多数の参加あるいは支持があることなどによって、市長により認定される。

■マニフェスト

産業物の性状、処理業者の氏名等を記載した処理伝票のことで、産業廃棄物の処理経過を明確にし、適正な処理が行われるようにするためのもの

■MWh（メガワット時）

1 MWh は 100 万 Wh 。 1 Wh は 1 W の仕事率で 1 時間になされる仕事の量をいい、 $3,600 \text{ J}$ （約 $1.51 \times 10^4 \text{ cal}$ ）に等しい。

■面的評価

平成 12 年に自動車騒音の評価方法が改正され、それまで点評価（騒音レベルの測定のみ）から面的評価に変わった。騒音レベルを測定するだけでなく、道路からの距離や建物群の影響などを計算して個々の建物ごとに騒音レベルを推計し、環境基準を達成している住宅個数の割合を算出して評価する。

■要請限度

騒音規制法に基づいて定められた自動車騒音の限度。この限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法に基づく交通規制等の措置の要請を行い、また、道路管理者に対しては道路の改善について意見を述べることができる。

■溶存酸素（DO）

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素量のことで、水の浄化作用や水中の生物に不可欠なものである。きれいな水ほど酸素が多く含まれている。

■用途地域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に基づくもので、商業地域や工業地域など 12 種類ある。

■緑地協定

相当規模の団地の土地において、その所有者等の全員の合意により、地域の良好な自然環境を確保するために、緑地の保全又は緑化に関する共通の目標を定めた協定

■緑地保全地域

都市緑地法に基づき、比較的広域的な見地から緑地を保全するため、都市整備と調和しつつ、総体としての緑を維持保全していくことが必要な緑地について、都市計画で定め、行為の届出により緑を保全する地域

■緑地率

緑地率＝緑地÷市域面積。都市公園や学校の緑地、道路の緑地帯や河川などの施設緑地、また、風致地区や緑地協定地区など法律や条例・協定などによりまもられている地域制緑地など、担保性のある緑の多い地域を「緑地」という。

■緑被率

緑被率＝（樹林＋草地＋果樹園）÷市域面積

改訂版 第2次 熊本市環境総合計画

発行 平成18年4月

編集 熊本市環境保全局 環境保全部 環境企画課

熊本市手取本町1番1号

TEL 096-328-2111

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

E-mail : kankyokikaku@city.kumamoto.lg.jp
